

区民の声の公表（令和6年6月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
小学6年生の修学旅行について	小学校の修学旅行が夏休みと聞きました。以前は夏休み明けだったと記憶しています。世田谷区の小学校は夏休みに修学旅行をする方針なのでしょうか。せっかくの夏休み、長期の旅行ができません。子どもも(修学旅行に行こうかどうか)悩んでいます。	日光林間学園は、例年、7月中旬の夏休み開始直後から8月上旬までの期間に実施しています。区立小学校61校が実施するためには、多くの宿泊が必要であり、旅行会社を通して毎年同じ時期の日程で、それらの宿泊を確保しています。日光は、他の多くの自治体でも小学生の宿泊行事の先行として利用され、それらの自治体も例年同じ時期に宿泊を確保しており、世田谷区立小学校61校が学期中に実施するよう日程変更することは困難な状況となっています。日光林間学園が夏休み中の各ご家庭の予定と重なることについて、ご不便をおかけしている点があることは認識していますが、上記理由により年度初めに各学校より年間行事予定で日程をお示しすることで、各ご家庭においてご対応いただいているところです。今後も、児童の貴重な体験活動の機会を確保するため、日光林間学園を安全・安心に実施していきたいと考えています。引き続き、学校及び教育委員会の取組みにご理解とご協力をお願いします。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2687 FAX 03-5432-3067	令和6年6月4日	
同性カップル「未届けの妻」住民票記載について	他県で同性カップルが住民票に「未届けの夫」と記載出来た、というニュースを見ました。世田谷区においては、同性パートナーシップ、ファミリーシップ、住民票へ「縁故者」としての記載、と、同性カップルの実態に世田谷区での扱いを近付ける取組みをされてきています。今回のニュースをきっかけに、もう一歩進み、同性パートナーの住民票の続柄を「未届けの夫・妻」と記載できるようにしてほしいです。	世田谷区は、全国に先駆けて世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みを開始するとともに、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定するなど、区の内外に向けて性的マイノリティの方の理解促進に取り組んでいます。同性パートナーの住民票の続柄記載について、世田谷区ではパートナーシップ宣誓制度の拡充に合わせ、令和4年11月より、パートナーシップ宣誓またはファミリーシップ宣誓を行った方の続柄について、原則「同居人」と記載するものを、ご本人からお申し出により「縁故者」と記載する取組みを行っています(世田谷区から転出される場合は「同居人」に変更)。この度の報道を踏まえ、今後の同性パートナーの方の続柄記載のあり方については、当該市が総務省に照会を行っている状況などもあり、世田谷区における運用については、検討を始めたところです。 (令和6年6月時点回答)	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和6年6月5日	
中学校給食の内容について	中学一年生の子どもに給食の内容を聞きますと、内容量が少なすぎると感じる日が多いです。部活動もあるので、活動量に対して摂取カロリーやたんぱく質が足りないと思っています。おにぎりなどを持参する事を許可して頂けたらと思います。ご検討宜しくお願い致します。	学校給食は、国が定める学校給食摂取基準を踏まえ、児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために必要な栄養素を確保するための望ましい食品量を算出し、多様な食品を適切に組み合わせ、各栄養素をバランスよく摂取できるよう献立作成しております。たんぱく質量に関しては、国の示す学校給食摂取基準を満たす量として提供しているところです。なお、おにぎり等ご飯の持参については、衛生管理の観点からご遠慮いただいております。万が一、学校において食中毒等の重篤な事故が発生した際、給食とご持参された食物の両方を食していると、原因の特定が困難となることから考えられます。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和6年6月5日	
平日朝の茶沢通りのごみ散乱について	平日朝、太子堂周辺の茶沢通りのごみ散乱が酷いので事業者への指導をしてほしい。	茶沢通りでの収集前のごみの散乱、排出指導についてご意見をいただきました。他にも同様のご意見が寄せられており、特に被害の大きいところについては、近隣の住戸等にごみが散乱している状況と、カラス対策に有効なごみの出し方を記載したチラシを投函し、ごみの排出について注意を呼びかけています。今後も利用される皆様による集積所の清掃や、防鳥用ネットの適切な活用を呼びかけるなど、周辺の環境や衛生面の向上につながるよう工夫します。	清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所	電話 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	令和6年6月6日	
住民税の口座振替についての不満	特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の口座振替手続きについて大変困惑し、怒りを感じています。税金の納付書が封筒で届き、早速、Web口座振替受付サービスを利用して手続きを行おうとしたところ、受付期限が過ぎており、手続きができない状況でした。封筒が手元に届いたのが受付期限後であることについて、理解に苦しみます。結果的に適切な手続きができず、大変な不便を強いられることとなります。また、小さな赤ちゃんを連れて生活しているため、暑い中を銀行や役所に出向くのは非常に困難です。区民に多大な負担をかけることは非常に不適切です。早急に改善策を講じていただくとともに、今後このような事態が発生しないよう、対策を講じてください。	住民税の口座振替手続きについてご検討いただき、ありがとうございます。口座振替は、窓口等に出向くことなく納付できるほか、支払い忘れを防ぐことができるなど、大変有効な納付方法であると考えていますが、令和6年度1期分については、住民税の税額決定・納税通知書が到着した時点で、申込期限に間に合わない状況となっております。税額決定・納税通知書の発送は、地方税法等の法令に則り、納期限との関係において適切なものです。現在の日程よりも早く納税通知書を送付することは、課税事務等様々な処理の関係もあり、難しいものとなっております。また、口座振替手続きについては、各金融機関における事務処理の手続き等が完了するまでに一定程度の日数を要し、その結果を区として受け取る必要があること、区では納税通知書を発付した後、1期納期限の口座振替に向けて、金融機関ごとに口座振替申込者の引き落としデータを作成し、そのデータを各金融機関にお届けする手続きもあります。以上により、税額決定・納税通知書の到着と同時に申し込みいただいても、1期分の口座振替には間に合わない日程となっていることについて、ご理解ください。1期分はコンビニなどの窓口または、スマートフォン決済アプリ等による各種キャッシュレス決済による納付をお願いします。また、2期(8月)、3期(10月)、4期(翌年1月)については、口座振替登録の検討をお願いします。また、今年度に口座振替登録をした場合、次年度の納税通知書送付の時に指定された金融機関の口座から振替を行う旨、ご案内が同封されます。引き続き、区の税務事務にご理解いただけますよう、よろしく申し上げます。	財務部 納税課	電話 03-5432-2197 FAX 03-5432-3012	令和6年6月14日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
不在者投票について	障害のある子供の介護の為不在者投票に行くも介護という項目なく、適当に理由つけて投票してください、と言われて嘘はつきたくなくなせ介護の理由項目が改善されないのか、選挙に参加するところからバリアがあります。たかが一票ですがずっと選挙に参加できないことに納得いきません。	投票は原則として投票日当日に行うことと定められており、期日前投票は公職選挙法(以下「法」という)に定められた事由に該当する方が利用できる制度となっています。 法第48条の2第1項に列挙された期日前・不在者投票ができる事由の一つに「職務若しくは業務」があります。「職務若しくは業務」とは同種類の行為を継続的、反復的に行うもので必ずしもいわゆる職業である必要はないと解されており、介護はこれにあたることから、介護を理由に期日前・不在者投票をご利用いただけます。 なお、令和5年の公職選挙法施行令の改正により、事由の特定は不要となりましたので、宣誓書の事由に丸をつける必要はなくなりました。	選挙管理委員会事務局	電話 03-5432-2751 FAX 03-5432-3045	令和6年6月26日	期日前投票・不在者投票について
世田谷区への納税を呼びかけるポスターの提案	ふるさと納税制度による住民税の流出により、将来の世田谷区が住みにくい街になることを懸念しています。 区民に世田谷区への納税を訴えかけるため、ふるさと納税による流出額や流出による区民サービスへの影響など記載したポスターを区内の駅に掲載するのはいかがでしょうか。 世田谷区の住民は、世田谷区に愛着を持つ人が多いため、一定数の方は反応してくれるかと思えます。	区では区民の方に、納税だけでなく、世田谷区にもふるさと納税をしていただくことができることをお伝えするのは、とても重要であると考えています。 現在、東急世田谷線の一部の駅や区内広報掲示板などを活用し、ふるさと納税における寄附金の使い道などを紹介するポスターを掲示するなど、広報に努めております。 区民の方が、応援したい取組みを選び、世田谷区に寄附していただくことで、ご自身の税金の使い道を選んでいただけるだけでなく、区民のみなさまの暮らし続けるまちをよりよくしていくことにつながるということに共感していただけるよう、引き続き内容や見せ方を工夫した広報PRに努めてまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	電話 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047	令和6年6月27日	区へのふるさと納税のご案内